

町有地売払い応募要領

《先着順》



矢吹町役場 総務課 行財政改革推進室

福島県西白河郡矢吹町一本木101

電話 0248-42-2117

〒969-0296 (矢吹町役場専用郵便番号)

1 売却物件

売却物件は、次のとおりです。

物件 番号	所在地	地目 (現況)	面積	最低売却価格
1	矢吹町善郷内 2 4 6 - 5	宅地 (宅地見込地)	3362.96 m ² (約 1,019 坪)	26,230,000 円

【概況】

第1種中高層住居専用地域（建蔽率50％、容積率150％）

上水道：有 下水道：有 公共マス：有 都市ガス：なし

※下水道事業受益者負担金の徴収はありません。ただし、既存の公共マス以外の公共マス及び下水本管への取付管等の設置は買主の負担となります。なお、設置後の公共マス及び取付管等は町に帰属し、町で維持管理を行います。

※現状有姿での売払いとなります。

※売買物件に隠れた瑕疵があっても、売払代金の減免等はい行いませんので、申込前に物件の下見を行うなど、現況を確認してください。

2 土地利用条件等

土地利用について以下の条件を付します。

- (1) 騒音、振動、臭気、景観破壊、その他周辺環境に支障を及ぼす用途に供さないこと。
- (2) 売買物件を契約締結時に提出する土地利用計画に記載した用途と別の用途に供さないこと。また、売買物件の一部又は全部を第三者に譲渡する場合にもその用途を遵守させること。ただし、やむを得ない事情により、事前に書面により申請し、本町の承認を得た場合はこの限りではない。

3 購入申込者の資格

次に掲げる事項に該当しない方を資格者とします。

- (1) 以下の申立てがなされている者
 - ・破産法第18条又は第19条の規定による更生手続開始の申立て
 - ・会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ・民事再生法第21条の規定による更生手続の申立て（同法第174条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる要件に該当するとして警察当局から排除要請を受けた者

- ① 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
(注)「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
- ② 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ③ 次のいずれかに該当するもの
 - ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
(注)役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - イ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的を持って暴力団を利用するなどしているもの
 - ウ 暴力団又は暴力団に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持経営に協力し、若しくは関与しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団であることを知りながら、これを不当に利用しているもの
- ④ 前記アからウの依頼を受けて申込みしようとするもの

4 購入申込者の資格の確認

- (1) 購入を希望するものは、町有地購入申込書（以下「申込書」という。）を提出し、資格の確認を受けてください。
- (2) 資格の確認は、申込書の提出をもって行うものとします。

5 購入申込の手続き等

- (1) 購入申込受付及び必要書類等

- ① 受付期間

令和7年11月21日（金）から当面の間

※ただし、土、日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時までとします。

- ② 受付場所

矢吹町役場 総務課 行財政改革推進室

（福島県西白河郡矢吹町一本木101 矢吹町役場庁舎2階）

- ③ 提出書類

町有地購入申込書1部

※共有の場合は連名とする。使用印鑑は印鑑登録のあるものを使用すること。

添付書類

共通：印鑑証明書（購入申込者のもの）

個人：住民票

法人：法人登記事項証明書、役員一覧（生年月日の記載があるもの）

外国人：外国人登録証明書

共有：全員の住民票

各1通

※共有の場合は共有者全員の証明書等添付書類が必要となります。

④ その他

書類の提出は、郵送又は持参によるものとします。

※郵送による場合は、特定記録郵便等配達記録の残る方法により送付願います。

(2) 資格の確認結果通知

資格の確認結果については、書類審査後に通知します。

(3) その他

ア 申込に要する費用は、申込者の負担とします。

イ 申込書類に使用する言語は日本語とします。

ウ 提出書類は返却を行わず、他の用途に使用しません。ただし、資格（暴力団に関すること）確認のため警察当局に照会することがあります。

エ 公文書公開等の必要性から、申込書類や申込内容を公表する場合があります。

6 購入者の決定方法等

町有地購入申込書の到達順に決定いたします。

同日に2者以上から申込があった場合は、購入希望金額により決定します。

※購入希望金額は資格審査後、ご回答いただきます。

7 契約の締結

資格の確認が完了し次第、速やかに契約を締結します。

契約締結時に土地利用計画（任意様式）をご提出いただきます。

8 売買代金の納入等

(1) 契約者は、契約締結後14日以内に町発行の納入通知書により売買代金を一括して町へ納入していただきます。

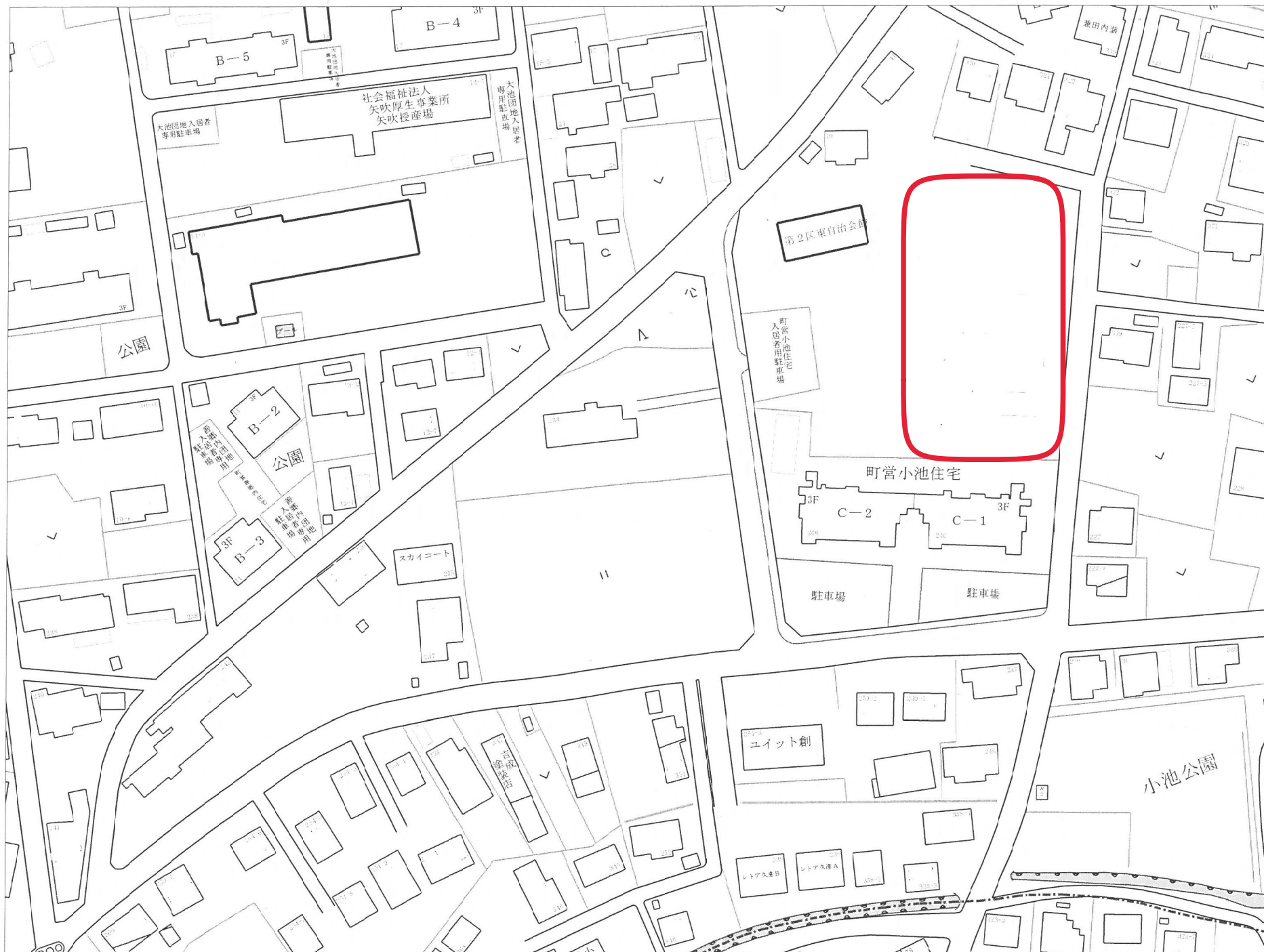
(2) 契約者が納入期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を町に納入することになります。

9 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金全額の支払いがあったときに移転するものとし、土地は現状のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、土地の引渡し後、買受者の請求により町が行います。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税は、買受者の負担になります。

10 その他

その他不明な点については、矢吹町役場総務課行財政改革推進室（電話 0248-42-2117）までお問い合わせください。



売却物件写真

矢吹町善郷内246-5 宅地 3362.96㎡



売却物件写真②

矢吹町善郷内246-5 宅地 3362.96㎡
②-1



②-2



売却物件写真③

矢吹町善郷内246-5 宅地 3362.96㎡

③-1



③-2



売却物件写真④

矢吹町善郷内246-5 宅地 3362.96㎡

④-1



④-2



売却物件写真⑤

矢吹町善郷内246-5 宅地 3362.96㎡
⑤-1(水道仕切弁)



⑤-2(下水道公共マス)

